

(小中学校) 総合的な学習の時間

1 改訂の趣旨・要点について

(1) 改訂の趣旨

- 「探究的・協働的な学習」の一層の推進及び各教科等との相互の関連を意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントを実施する。
- 探究のプロセスの「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組を重視した児童一人一人の資質・能力の向上を図る。

(2) 改訂の要点

- 探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力との相互関連を通して、実社会・実生活で活用可能であり、各教科等を越えた学習の基盤の資質・能力を育成した。
- 総合的な学習の時間の目標については、各学校の教育目標を踏まえて設定した。
- 「探究課題」を設定し、その解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定した。

2 目標について

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる**概念を形成**し、探究的な学習のよさを理解するようにする。 (※「知識及び技能」)

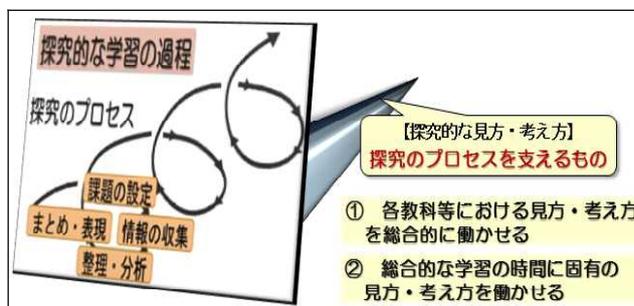
(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で**課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現**することができるようにする。 (※「思考力・判断力・表現力等」)

(3) **探究的な学習に主体的・協働的に取り組む**とともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。 (※「学びに向かう力、人間性等」)

【ポイント】

□ 「探究的な見方・考え方」とは・・・？

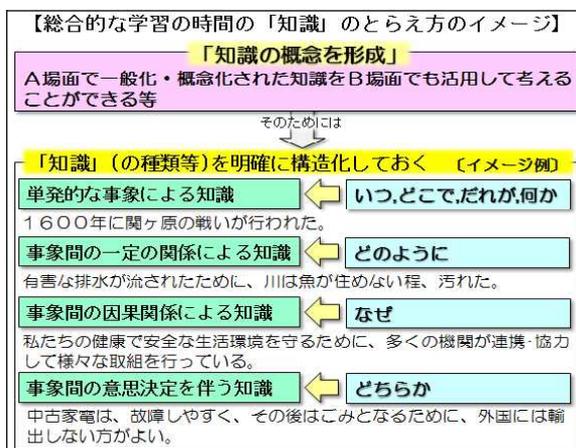
- ① 例えば、社会科等で育成した「社会的事象を一般化・概念化して他の事象でも活用できる」資質・能力を、探究のプロセスで働かせること。
- ② 各教科等の枠を超えた事象を探究課題として設定し、一つの正答があるわけではないため、様々な角度から俯瞰的に学習を展開し、その過程において自己の生き方を問い続けるという固有の見方・考え方のこと。



□ 「概念を形成」(総合的な学習の時間における「知識及び技能」とは・・・？

総合的な学習の時間の「知識」とは、例えば福祉テーマの探究課題解決において、福祉用語等の知識獲得の量ではなく、探究のプロセスを通して取捨・選択、整理し、既存の知識・体験と結び付けながら構造化・一般化して、汎用的に活用できる概念的な「知識」のことである。

また、「技能」については、各教科等の学習を通してある程度習得されていることを前提に、例えば、インタビューで聞くべきことを事前に場面分けしながら計画すること、資料読み取りで大切なことを抽出してまとめること、稲刈り等の体験で安全に配慮しながら活動すること等、探究のプロセスを通して、より高度化されて、技能が身体化されることである。



□ 「課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する」とは・・・？

「課題の設定」→「情報の収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」の探究のプロセスをスパイラル的に発展させていく探究的な学習の過程を充実させることが「思考力・判断力・表現力等」の育成につながる。

具体の姿として、各教科等や探究課題の情報収集等で習得した「知識及び技能」を課題や状況に応じて選択したり、適用したり、組み合わせたりして自在に駆使・活用できることが「思考力・判断力・表現力等」が育成されていると考えることができる。

□ 「探究的な学習に主体的・協働的に取り組む」とは・・・？

協働的な学習については、探究のプロセスの各段階での取組が求められる。各教科等との関連を図りながら、特に「課題の設定」、「整理・分析」の段階で、「考えるための技法」等を活用して、児童の考えの高度化・精緻化を図っていく。

3 指導計画の作成と内容の取扱いの配慮事項について

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

スパイラル的な「探究的な学習の過程」及び各探究のプロセスにおける「協働的な学習」が適切に実践されている場合、既に「主体的・対話的で深い学び」の実現が図られていると考えられ、今後、そのような視点で各学校の実践等の見直し、改善を図っていくこと。

(2) 全体計画及び年間指導計画の作成

各学校の総合的な学習の時間の目標設定については、新たに「学校の教育目標」を踏まえて設定することが明確化され、教育課程の編成において、改めて総合的な学習の時間が重要な役割を担うこととなった。

各教科等においては、総合的な学習の時間の全体計画・年間指導計画を核として、その充実のために関連する内容や育成する資質・能力を明確にして、年間指導計画等を作成していくことが求められる。

4 移行措置に係る留意事項等について

- 総合的な学習の時間は、平成 30 年度から新学習指導要領によるため、三つの柱の資質・能力の育成のために、計画的に全体計画や年間指導計画、単元等の見直し・改善を図っていく。
- 評価に関して、指導要録の書式である「探究課題」、「評価の観点」、「活動の様子及び資質・能力の変容」は現行と同様のため、活用が可能。※評価の具体については現在、文科省で検討中

(小学校)

- 外国語活動の時数確保に伴う総合的な学習の時間及び総授業時数からの 15 単位時間を超えない範囲内の授業時数減については、あくまで移行措置期間限定の措置。平成 32 年度から総合的な学習の時間は 70 時間で実施されることを考慮し、探究的な学習の過程のより一層の質的充実に向けていく必要がある。

